



高等学校等就学支援金【県立・市町村民立高等学校】

※詳しい制度の説明や、申請の方法は、入学される高等学校から説明があります。
申請書などの提出物は、学校の定める提出期限に遅れないよう、提出してください。

公立高等学校へ入学される方は、**申請をして認定を受ければ**、高等学校等就学支援金が支給されます！

★支給要件は次のとおりです。

1. 保護者等の収入の合計が、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算で**507,000円未満**である人

【令和2年7月以降の支給要件1について】

次の計算式(保護者の合計額)により判定

市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除額 < 304,200円

※6%は市町村民税の標準税率(標準税率との関係で、調整控除の額について指定都市の場合は調整(3/4を乗じる)が必要)

※調整控除とは、平成19年に国から地方へ税源が移譲したことに伴い、生じる個人住民税と所得税の人的控除の差額に起因する負担増を調整するための控除

2. 高等学校等を既に卒業していない人 等

両親の一方が働き、高校生と中学生がいる4人家族の場合で、年収910万円が目安です。

「高等学校等就学支援金制度」を適用して授業料は実質無償に!!

申請をして認定を受ければ、授業料に相当する額の就学支援金が国から支給され、納付すべき授業料に充当しますので、**納付いただく必要はありません。**



就学支援金の
申請・届出

授業料

①入学後、高等学校を
経由して県に申請

②奈良県教育委員会において、
就学支援金の受給資格認定・支
給額の決定

③県から国へ就学支援金
の交付を申請

④国から交付される就学支援金を、
申請者に代わって県が受領し、授業
料に充当します。

就学支援金の受給資格が認定された
方は、**授業料は実質無料**となります。

就学
支援金

申請しても不認定となった場合は、授業料を
納付していただく必要があります。

就学支援金を受給するためには、申請が必要です！
4月中の学校が定める期限までに、学校へ提出してください。
(期限までに提出がないと、授業料を納付していただく場合がありますので、期限は必ず守ってください。)

※具体的な書類については、入学される高等学校から説明があります。

就学支援金の支給限度額と支給期間

- ◆全日制 月額 9,900円・上限36月
- ◆定時制(単位制以外) 月額 2,700円・上限48月
- ◆定時制(単位制) 1単位 1,740円
上限74単位・48月
- ◆通信制(単位制) 1単位 336円
上限74単位・48月

※就学支援金支給限度額と、授業料は同額になる予定です。

◇公立高等学校についてのお問い合わせ◇

奈良県教育委員会事務局学校支援課 授業料奨学金係 tel 0742-27-9859